



宮 監 公 表 第 4 号
平 成 30 年 1 月 31 日

宮 崎 市 監 査 委 員
宮 崎 市 監 査 委 員
宮 崎 市 監 査 委 員
宮 崎 市 監 査 委 員

梶 谷 欣 也
神 戸 洋 一
伊 地 知 義 友
日 高 あ き び



定期監査の措置状況の公表について

平成 29 年度定期監査の結果報告に対して講じた措置の通知があったので、地方自治法第 199 条の規定に基づき公表します。

記

1 監査の対象部課等

環境部

2 講じた措置の内容

別紙のとおり

平成29年度定期監査指摘事項等についての措置状況通知書

平成29年度定期監査における指摘事項等については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

(監査対象部署：環境部)

指 摘 事 項・意 見 の 内 容	措 置 状 況
<p>【指摘事項】</p> <p>(環境保全課)</p> <p>①河川浄化等推進員報告用切手・ハガキの郵便切手の管理について、次のような不備があった。</p> <p>イ. 10円切手について、実査日(平成29年10月5日)において保管されていた枚数が10枚であるにもかかわらず、郵便切手類出納簿の受払いの記録は平成29年6月7日以降の受払いが記載されておらず、現在高は316枚となっていた。</p> <p>ロ. 52円ハガキについて、実査日(平成29年10月5日)において保管されていた枚数が36枚であるにもかかわらず、郵便切手類出納簿の受払いの記録は平成29年4月6日以降の受払いが記載されておらず、現在高は318枚となっていた。</p> <p>ハ. 平成29年4月6日の現在高661枚から306枚を払い出していることから、現在高を355枚とすべきところ318枚と誤って記載していた。</p> <p>二. 切手やハガキは、鍵のかかる金庫等で保管すべきところ、鍵のかからない机の引き出しで保管していた。</p> <p>②平成28年度旧宮崎市立共同利用施設譲渡円滑化事業補助金(電気・上下水道料金)に係る電気使用料について、補助金の対象経費は電気使用料のみにもかかわらず、支払い遅延により延滞利息が発生したため誤って延滞利息を含めた額で交付額の確定が行われており、結果として、延滞利息分が多く支払われていた。</p> <p>イ. 源藤センター9月分の電気料金(2件)：延滞利息(50円、54円)</p> <p>ロ. 田吉センター10月分の電気料金(2件)：延滞利息(28円、94円)</p> <p>ハ. 西山崎センター6月分の電気料金(2件)：延滞利息(11円、9円)</p> <p>二. ニュータウン飛鳥センター7月分の電気料金(1件)：延滞利息(53円)</p>	<p>イ.～ハ. 郵便切手・ハガキ類の受払いについては出納簿に記入後、受払いを行い、係長が用途と現在高の確認を行うこととした(10月11日)。</p> <p>また、各月末の現在高を担当者及び課長で確認を行うこととした(10月11日)。</p> <p>二. 保管場所を施錠できる場所に変更することとした(10月11日)。</p> <p>延滞利息については、12月4日に各自治会に返還を依頼し、12月18日までに全て返還済であることを確認した。今後はチェックリストを作成し、補助金交付確定の際、実績報告及び関連書類の確認を徹底することとした。</p>

【意見】

(環境業務課)

①自動車等管理規程に定める、あるいは環境業務課で独自に定めた運転日誌及び日常点検結果表について、決裁漏れや点検記録の未記入・誤記入が散見された。

車両の安全確保を図る観点から日常の点検整理の重要性を再認識の上、職員への周知徹底を図り適正な使用管理に努められたい。

自動車等管理規程第8条(日常点検整備)、同第9条(運転日誌)の内容を確認し、今後、決裁漏れや、記録の未記入・誤記入がないよう職員に周知した。

日常点検結果表については、車両ごとに要点検項目・不要項目が分かれていることから、あらかじめ不要項目部分には斜線を引くなど点検、確認が行いやすいよう改善した。

また、車両の日常の点検については、車両だけでなく収集作業員の安全確保を図るためにも非常に重要なものであるので、職員に対し、車両点検の重要性を再認識するよう周知を行った。

平成29年12月27日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸敷 正

